

船舶事故調査報告書

令和3年4月28日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗揚
発生日時	令和2年3月14日 06時45分ごろ
発生場所	兵庫県たつの市 ^{じのからに} 唐荷島北東方沖 播磨室津港南防波堤灯台から真方位172°1.1海里（M）付近 （概位 北緯34°45.0 東経134°30.2）
事故の概要	漁船 ^{やはた} 八幡丸は、北東進中、干出岩に乗り揚げた。 八幡丸は、船底外板に破口を伴う擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年3月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 八幡丸、17トン HG2-7580（漁船登録番号） 個人所有 14.90m（Lr）×3.97m×1.30m、FRP ディーゼル機関、540kW（漁船原簿謄本による）、昭和55年 6月16日
乗組員等に関する情報	船長 39歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成11年4月7日 免許証交付日 平成30年8月13日 （令和6年4月6日まで有効）
死傷者等	軽傷 1人（甲板員A）
損傷	船底外板に破口を伴う擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期、潮高 55cm（ ^{しかま} 飾磨）
事故の経過	本船は、船長及び甲板員Aほか2人が乗り組み、令和2年3月14日06時20分ごろ、かき養殖用の種を受け取る目的で、兵庫県たつの市室津漁港に向け、兵庫県姫路市 ^{ぼうぜ} 坊勢漁港西ノ浦地区を出港した。 船長は、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、操舵室の操縦席で椅子に腰を掛け、目視で陸岸との距離を見ながら手動操舵で操船に当たり、たつの市 ^{おきのからに} 唐荷島と同島東方沖の ^り り養殖施設との間を通過する予定で ^{おきのからに} 沖ノ唐荷島東方沖を約17ノットの対地速力で北北東進した。

	<p>船長は、地ノ唐荷島南東方沖の転針予定場所に達したとき、浅所を避ける目的でたつの市岩見漁港の東方に向けることとし、以前と同じような針路をとれば航行できると思い、同漁港から東方に至る遠方の景色を見て右転して北東進中、06時45分ごろ船底に衝撃を感じ、干出岩（以下「本件干出岩」という。）に乗り揚げたことを知った。</p> <p>船長は、本件干出岩を乗り越えた後、主機を停止して船体を確認したところ、船底部に破口が生じて浸水しているのを認め、僚船に携帯電話で本事故の発生を伝えて救助を依頼した。</p> <p>船長は、操舵室で椅子に腰掛けていた甲板員Aが衝突の衝撃で身体を前方に飛ばされ、頭部を主機操作盤に打ちつけたので、近くを通りかかった漁船に港への移送を要請した。</p> <p>本船は、来援した僚船及び近くを通りかかった別の漁船に横抱きされ、坊勢漁港長井地区に入港した。</p> <p>甲板員Aは、室津漁港に移送された後、救急車で病院に搬送され、前額部裂傷と診断された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図、写真1 本船 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本船の喫水は、船首約0.3m、船尾約1.0mであった。</p> <p>海図W1113（播磨灘北部）によれば、地ノ唐荷島北東方400m付近の海域（以下「本件海域」という。）に本件干出岩（0.9m）及び暗岩が存在している。</p> <p>ヨット・モーターボート用参考図H-139W（播磨灘北部）によれば、地ノ唐荷島東南東方350m付近の海域にのり養殖施設が存在している。</p> <p>船長は、本件海域に浅所が存在することを知人から聞いており、目視のみで幾度か通航した経験があったので、遠方の景色を見て右転したが、具体的な転針目標を持っておらず、思っていた針路よりも西方側を北東進しており、目視だけに頼らず、GPSプロッターを使用して浅所と本船の位置を確認して針路を決めるべきであったと本事故後に思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、地ノ唐荷島北東方沖を北東進中、転針予定場所に達した際、船長が、以前と同じような針路をとれば航行できると思い、遠方の景色を見て右転して航行を続けたことから、本件干出岩に向かう態勢となり、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、本件海域を目視のみで幾度か通航した経験があったことから、以前と同じような針路をとれば航行できると思ったものと考えられる。</p>

原因	<p>本事故は、本船が、地ノ唐荷島北東方沖を北東進中、転針予定場所に達した際、船長が、以前と同じような針路をとれば航行できると思い、遠方の景色を見て右転して航行を続けたため、本件干出岩に向かう態勢となり、本件干出岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、目視のほかGPSプロッター等を適宜使用し、船位及び浅所の確認を適切に行うこと。 ・ 船長は、知人からの情報や経験だけでなく、自ら水路調査を行い、危険な浅所の位置を事前に正しく把握し、具体的な転針目標を持っておくこと。

付図1 事故発生経過概略図

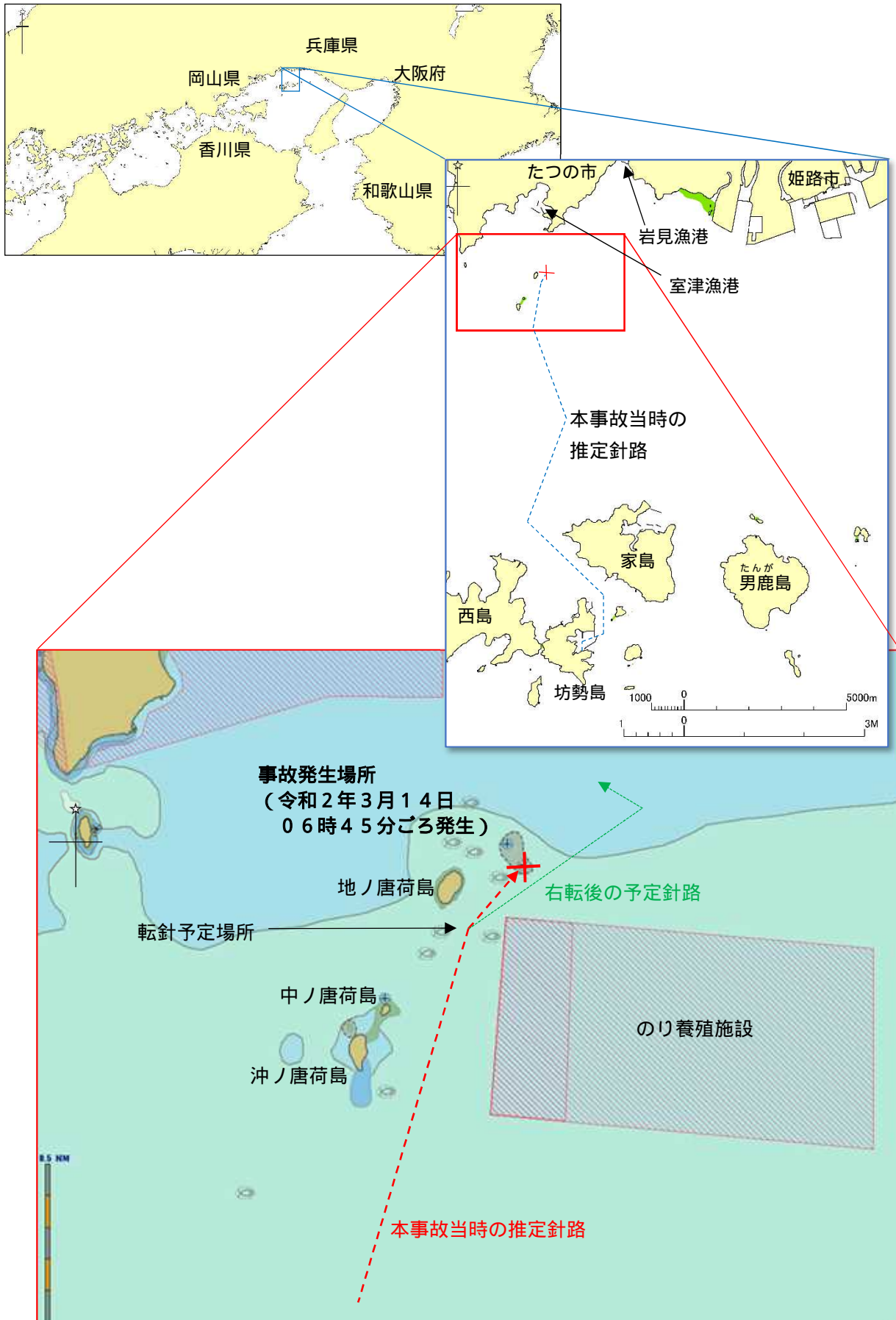


写真1 本船

